

成果目標に関する調査【公正取引委員会】

	施策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	20年度 予算額(千円)	21年度 予算額(千円)
		一般	特別	有無	定量化	性質別					
1	迅速かつ実効性のある法運用				x	1	審判手続 独占禁止法違反行為の的確な排除及び審判手続の運用の透明性の確保により、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	審判手続 審決を行うに当たって、当該審決の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該審決の手続の適正を確保する。	審判手続 審判事件の処理状況等により施策の効果の把握に努め、実績評価を行う。	307,971	316,033
					x	1	企業結合の審査 企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	企業結合の審査 大型企業結合事案について、多数のユーザー及び競争業者からヒアリング等の調査を実施し、速やかに詳細かつ的確な事案の判断を行い、問題点がある場合には問題点の指摘を行うなどの対処を図る。	企業結合の審査 個々の企業結合が競争を実質的に制限することとなるかどうかについて、迅速・的確に判断を行うこととしており、この審査期間等を指標とし、有効かつ効果的に行われたかなどの観点から実績評価を行う。		
					x	1	独占禁止法違反行為に対する措置 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	独占禁止法違反行為に対する措置 犯則調査権限や課徴金減免制度など独占禁止法改正により新たに導入されたスキームの有効な活用や、IT・公益事業分野、知的財産権分野における独占禁止法違反事件については、タスクフォースを設置し、事件処理を行っているところ、同タスクフォースを一層活用するなど、独占禁止法違反行為に対し厳正・迅速に対処する。	独占禁止法違反行為に対する措置 独占禁止法違反行為に対する措置について、違反事件の内容、処理件数、処理期間等により施策の効果の把握に努め、実績評価を行う。		
2	ルールある競争社会の推進				x	1	不公正な取引方法の規制 独占禁止法に係る各種ガイドラインの作成等を通じて不公正な取引方法に関する考え方の明確化を図ること等により、公正かつ自由な競争を促進する。	不公正な取引方法の規制 取引慣行について調査を行うことにより、実態を把握し、不公正な取引方法の観点から問題点がみられる場合には、関係業界への指導、ガイドライン作成等の取組を行っている。	不公正な取引方法の規制 取引の適正化のための不公正な取引方法の規制の取組について、アンケート調査等により総合評価を行う。	214,198	148,993
					x	1	取引慣行等の実態把握・改善 取引構造の変化が著しい業種、新たな取引形態が生じている業種等を中心に、公正な競争を阻害するおそれのある取引慣行等について指導、提言を行い、公正かつ自由な競争環境の整備を推進する。	取引慣行等の実態把握・改善 調査対象分野の事業者等に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、調査結果の公表及び競争政策上の提言を行う。また、必要に応じて、関係業界への指導、フォローアップ調査等を実施する。	取引慣行等の実態把握・改善 事業者等に対するアンケート及びヒアリング等により、事業者間取引における公正かつ自由な競争が図られたか等の観点から総合評価を行う。		
					x	1	事業活動に関する相談・指導 事業者等からの独占禁止法等に係る相談に適切に対応することにより、事業者等が実施する行為が競争を阻害することなく推進されることを目標とする。	事業活動に関する相談・指導 全国の商工会議所及び商工会の相談窓口において受け付けられた独占禁止法に関する相談を公正取引委員会に取り次ぐ協力体制を構築しているところ(独占禁止法相談ネットワーク)、これをより充実させるため、周知のためのパンフレットやポスターの作成や、商工会議所及び商工会において相談業務に従事する経営指導員に対する研修会に講師の派遣を行うことにより、相談制度の利便性を高め、事業者等が独占禁止法等にかかる相談をしやすい環境を整備する。 さらに、独占禁止法上の考え方の理解に資する相談事例集を公表する。	事業活動に関する相談・指導 相談を利用した事業者等に対するアンケート等に基づき、相談が効果的に行われたか等の観点から総合評価を行う。		
					x	1	中小企業を取り巻く取引の公正化 優越的地位の濫用行為及び下請法違反行為の未然防止を図り、中小事業者が公正なルールの下で自由な事業活動が行える環境づくりを推進する。	中小企業を取り巻く取引の公正化 優越的地位の濫用行為が行われやすい取引分野の事業者にアンケート及びヒアリング調査を実施することによって当該分野の取引環境を把握し、かつ、問題のある行為については是正指導するとともに、下請法に関する講習会等を開催するなど法律知識の普及・啓発を行うことにより下請法違反行為の未然防止を推進する。	中小企業を取り巻く取引の公正化 関係者への意見聴取により、中小企業を取り巻く取引の公正化が図られたか等の観点から総合評価を行う。		
					x	1	下請法違反行為に対する措置 下請法違反行為への厳正・迅速な対処によって、下請取引を公正化し、下請事業者の利益を保護する。	下請法違反行為に対する措置 親事業者及び下請事業者に対して定期的に書面調査を実施し、悪質な下請法違反行為を行っているおそれのある親事業者に対して実地検査等を行い、違反行為が判明した親事業者に対して厳正・迅速に対処する。	下請法違反行為に対する措置 勧告等を行った違反事件の内容、違反事件の処理件数、違反事件の処理期間等により施策の効果の把握に努め、実績評価を行う。		
					x	1	消費者取引の適正化の推進 消費者が適正な商品選択ができる環境整備を推進する。	消費者取引の適正化の推進 消費者モニター制度の活用、景品表示法の普及・啓発活動、消費者団体との意見交換、事業者からの相談等により、適正な表示の確保を図る。	消費者取引の適正化の推進 消費者に対するアンケート等により、景品表示法が周知され、消費者が適正な商品選択ができる環境整備が図られたか等の観点から総合評価を行う。		
					x	1	景品表示法違反行為に対する措置 景品表示法に違反する不当景品・不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。	景品表示法違反行為に対する措置 景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、景品表示法違反事件に対し厳正かつ迅速に対処する。	景品表示法違反行為に対する措置 事件処理件数、排除命令を行った事件の処理期間等の事件処理状況などにより施策の効果の把握に努め、これらの措置が適正に行われたか、有効かつ効果的に行われたかなどの観点から実績評価を行う。		

成果目標に関する調査【公正取引委員会】

	施策名	会計別		成果目標			成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	20年度 予算額(千円)	21年度 予算額(千円)
		一般	特別	有無	定量化	性質別					
3	競争環境の積極的な創造				×	1	競争政策の普及啓発 独占禁止政策協力委員制度 各地域における各界の有識者を「独占禁止政策協力委員」として委嘱し、競争政策に対する理解を深めてもらい、公正取引委員会の活動に継続的な協力を要請する。 国民各層との懇談会 国民各層との間に直接的な対話の場を設け、その率直な意見・要望を聴取するとともに、これに応じていくことにより、競争政策の普及啓発を図る。 独禁法教室 中学校等の社会科公民的分野等の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、独占禁止法等についての授業を行う。	競争政策の普及啓発 独占禁止政策協力委員制度 各地域における各界の有識者を「独占禁止政策協力委員」として委嘱し、競争政策に対する理解を深めてもらい、公正取引委員会の活動に継続的な協力を要請する。 国民各層との懇談会 国民各層との間に直接的な対話の場を設け、その率直な意見・要望を聴取するとともに、これに応じていくことにより、競争政策の普及啓発を図る。 独禁法教室 中学校等の社会科公民的分野等の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、独占禁止法等についての授業を行う。	競争政策の普及啓発 事業者等に対するアンケート等により、普及啓発活動が有効かつ効率的に行われたかなどの観点から総合評価を行う。	197,760	130,974
					×	1	国際協力の推進 海外競争当局との定期的な協議の開催、新たに競争法を導入した開発途上国等に対し、競争法・政策に関する技術支援を行うことなどにより、競争政策における国際協力の推進を図る。	国際協力の推進 日米独占禁止協力協定、日EC独占禁止協力協定などの独占禁止協力協定の活用(通報、執行協力の実施) 日米、日EC等の二国間意見交換の実施 経済連携協定への競争条項導入への積極的取組 ICN、OECD、APEC等多国間協力の枠組みへの参加 開発途上国等への技術支援(研修の実施、専門家派遣) 法令、ガイドライン、新聞発表文の英訳の英文HPへの掲載及びメールマガジンの送信等による公正取引委員会の執行活動等の海外への普及・紹介	国際協力の推進 国際協力が効果的に推進されたかどうかについて、各取組の実施状況を検証すること等により、総合評価を行う。		
					×	1	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 公正取引委員会職員と経済理論等に精通した経済学者・法学者とが機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを構築、発展させることにより、知識の蓄積等を図り、競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎を強化する。	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 産業組織論等に精通した経済学者等と公正取引委員会職員との共同研究を行い、成果について公表する。また、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信するために公開セミナー等を開催する。	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化 公開セミナー等の参加者に対するアンケート等により、競争政策の企画・立案に関する理論的・実証的基礎の強化が効率的に行われたか等の観点から総合評価を行う。		
					×	1	規制改革分野における競争環境の整備・適用除外制度の見直し 独占禁止法適用除外分野及び政府規制分野について、調査・検討、提言等を行い、当該分野における公正かつ自由な競争を促進する。	規制改革分野における競争環境の整備・適用除外制度の見直し 独占禁止法適用除外分野及び政府規制分野について、当該分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、競争実態を把握した上で、課題、改善策等について検討を行い、これらを踏まえて、提言等を行う。また、規制が競争に与える影響の把握・分析手法について、規制の事前評価事例や諸外国における実態を把握した上で、規制が競争に与える影響の把握・分析手法の問題点・課題について検討を行い、これらを踏まえて、同手法の開発・改善を行う。	規制改革分野における競争環境の整備・適用除外制度の見直し 事業者に対するアンケート調査、ヒアリング調査等により、各取組について必要性、有効性等の観点から総合評価を行う。		
					×	1	法令遵守意識の向上 発注機関及び民間企業におけるコンプライアンス意識の向上を図る。	法令遵守意識の向上 発注機関及び民間企業におけるコンプライアンス意識(独占禁止法、入札談合等関与行為防止法)の向上 ・地方公共団体向けの入札談合等関与行為防止法の研修会の開催 ・発注機関からの依頼に応じて調達担当者向けの研修会に講師を派遣するとともに、発注機関に対し研修の実施を積極的に働きかけ ・平成18年度から20年度に実施した企業向けコンプライアンス整備状況調査結果等を踏まえ、コンプライアンス向上のための支援策を実施	法令遵守意識の向上 発注機関における職員に対する入札談合等関与行為防止法の周知状況及び研修の理解度等、企業向けコンプライアンス整備状況調査結果等の観点から総合評価を行う。		

(注1) 「20年度予算額、及び「21年度予算額」の計数については、当該施策のために直接支出する予算額のみを記載している。

(注2) 「性質別」の「1」はアウトカムを、「2」はアウトプットを表す。